



藤岡市告示 第 20 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、別紙のとおり本市内の字の区域を変更するので、同条第2項の規定により告示する。

なお、この処分は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成30年 3 月 26 日

藤岡市長 新 井 利 明

変更調書

大字	字	地 番
森新田	堰合	669-4、669-11、669-12 の一部、669-18、669-19、669-21、669-22 の一部、689-7
篠塚	上川原	700-1、700-2、700-5、700-8、700-9 の一部、700-10 の一部、700-16、700-17、700-18、701-3

上記区域を森新田字堰下に変更する。